

市民憲章

- くわたくしたち八尾市民は
1. 若い力をそだてましょう。
 1. あたたかい心でまじわりましょう。
 1. みどりのまちをつくりましょう。
 1. 文化財をたいせつにしましょう。
 1. 働くよろこびに生きましょう。

昭和53年7月5日

604

人の動き(昭和53年6月1日現在)

総数 269,006 男 135,026
世帯数 82,979 女 133,980

発行所 大阪府八尾市役所 八尾市本町1丁目 TEL(91)3881
印刷所 サンケイ印刷株式会社



市制施行30周年記念

市民スポーツ祭に こそってご参加を!

市民がお互いに健康をたたえ、スポーツを通じてよりよき相互理解と親睦をはかるため、次のとおり「八尾市制施行30周年、八尾市民憲章制定15年記念市民スポーツ祭」を開催します。みなさんこそって参加してください。

☆とき 7月9日(日)午前9時～(雨天のときは7月16日)

☆ところ 久宝寺緑地陸上競技場

☆プログラム

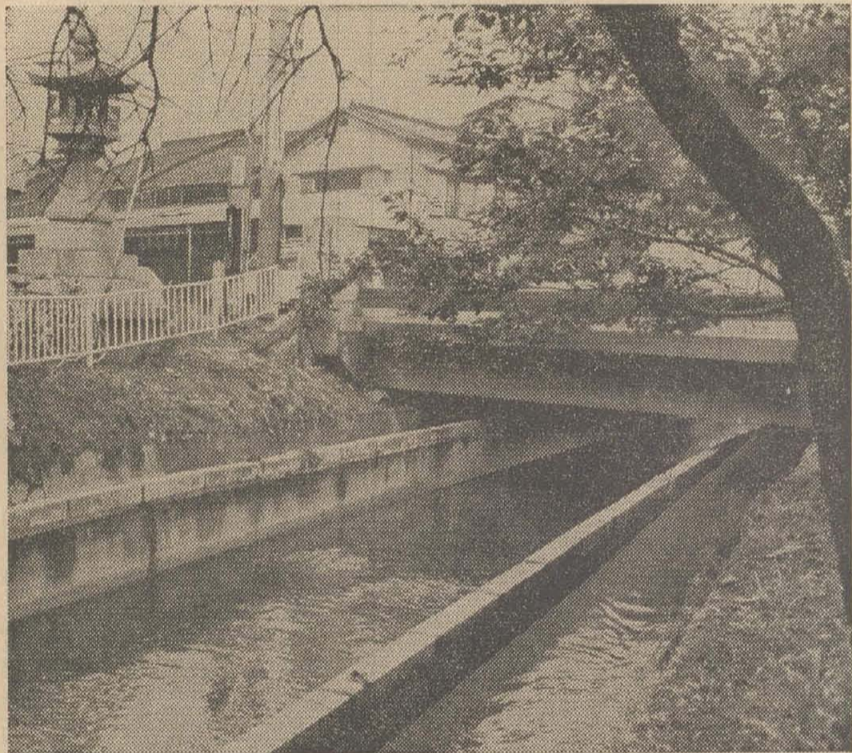
1. ラジオ体操……………(全員)
2. 50m走……………(小4・5・6年)
3. 30m走……………(小1・2・3年)
4. 100m走……………(中学、高校、一般男子)
5. スプーンレース……………(中学、高校、一般女子)
6. 幼児走……………(幼児)
7. サッカー……………(老人)
8. 長距離走……………(一般男子35歳以上
(一般男子35歳未満))

9. 2人で仲良く……………(中学、高校、一般女子)
10. 紅白玉入れ……………(幼児、老人、身障者)
11. 地区対抗人生リレー(予選)
昼食(大阪市消防音楽隊、河内音頭、仮装行列)
12. 団体対抗リレー
400mリレー(4人各100m、男子)
200mリレー(4人各50m、女子)
13. つな引き……………(全員)
14. 地区対抗人生リレー(決勝)

(地区対抗人生リレーは年齢別で、小学校3年以下男女50m、小学校4年以上男女50m、中学生男女100m、30歳以下男女100m、31歳以上男100m・女50m、51歳以上男50mの11人1組です。)

☆参加申込 当日会場で受け付けします。

☆問い合わせ先 市役所庶務課(☎91-3881 内線213)、体育青少年課(☎23-5101)



剣先船の発着でにぎわった 八尾浜と久宝寺船着場

そうだな。大正のはじめごろまではこの浜から長さ2間(3.6m)・幅3尺(0.9m)の剣先船が、柏原から八尾、八尾から長瀬へと農作物や下肥を運んでいるのをよく見たもんですわ。

でも商売品を運搬していたのは明治の終りまでときいてます。そのころの交通といえば荷車と川舟ぐらいで、手軽にたくさんの商品を運ぶのに舟が便利だったんでっしゃるな。

ここは八尾の商品の積みこみや、柏原方面また大阪への行き帰りの中継点としてなかなかのにぎわいだったそうですよ。

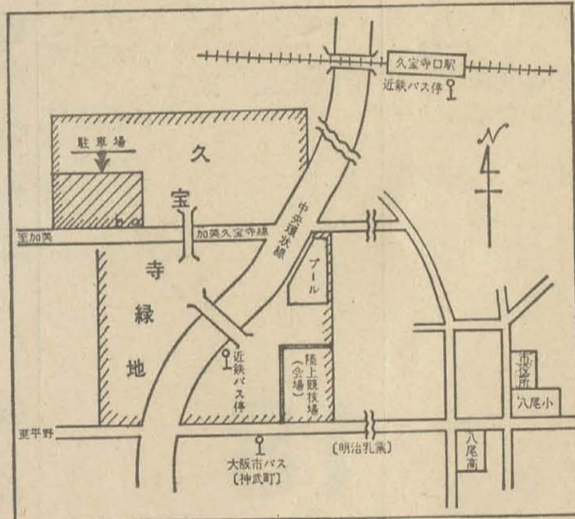
明治の終りごろからは川底も浅くなってきて、舟便もだんだん馬力車が代用するようになって、私らが小さいころ見かけた剣先船しか通らんようになり、それも大正の中ごろに

は見かけんようになりました。

そうそう、それから私のバアチャンに聞いた話でっけど、バアチャンが18歳の慶応4年1月5日に、鳥羽伏見の戦いに敗れた幕府軍がこの浜へあがり、空腹のあまり民家にそなえてある正月の鏡もちにむしゃぶりつき、元気を付けてから八尾御坊へ引き上げていったそうです。

◎お話し…本町4丁目、広瀬風美さん(70歳)

八尾浜は、現在の長瀬川本町橋付近(本町4丁目)にあり、明治までは通商の中継点として栄えていたが、今は川の改修などで舟着場もなくなり当時のおもかげもきえつつある。



「なるべくバスを利用ください」
市民スポーツ祭会場、駐車場

「住む人の心でできる 川の顔」 7月は河川愛護月間です

7月は河川愛護月間です。

川は私たちの暮らしの中に生きており、私たちの生活にとってかけがえのないものです。市民1人ひとりの注意、協力により川の顔は生き生きするのです。

- (1) 川へゴミを捨てないでください。ゴミは洪水やよごれの原因です。
- (2) 川へ有害な汚水を流さないでください。私たちの水道へつながっています。
- (3) 堤防など、川の施設を損傷しないでください。
- (4) 川の流水の速い所、深い所など危険な箇所近づかないでください。



7/11 (火)

家児 老人 消費

風疹抗体検査 9.15~11.00 八尾保健所
高血圧相談 13.00~14.00 八尾保健所
年金相談所 10.00~16.00 商工会議所

15 (土)



▲ 緑ヶ丘連合10町会による萱振住宅公園付近の一斉清掃 (6月25日)

12 (水)

教育 家児 青少 結婚 消費

幼児歯科相談(フッソ塗布初回・1歳6カ月児) 9.15~11.00
13.00~14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所

16 (日)

結婚 心配

野井戸・野つばから子供を守りましょう

19 (水)

教育 家児 青少 人権 消費

幼児歯科相談(フッソ塗布初回・1歳6カ月児) 9.15~11.00
13.00~14.00 八尾保健所
子宮ガン検診(電話予約制) 13.00~14.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
勤労者生活相談 13.00~16.00 社会福祉会館

23 (日)

「八尾をきれいに
する運動」
標語募集中

くわしくは 公聴課
(☎91-3881 内線219) まで



消費者デー

第5回消費者デーを次のとおり行います。

<日程>
7月10日(月) 恩智駅前ストアー
12日(水) あけぼのデパート
本町センター、山本中央市場
13日(木) 竜華市場、立華市場
14日(金) 高安市場、久宝寺ストアー、八尾トップセンター、新町市場、高安ストアー

22日(土) 山本DMストアー
☆時間 午前10時30分~(高安ストアーのみ午後1時30分~)
☆品目 青果物など10品目で、1品目につき平均150人分を販売
お問い合わせなどくわしくは、市産業課内八尾市消費物資即売協議会事務局(☎91-3881 内線333)まで。

13 (木)

家児 法律 消費

婦人スポーツ教室(軟式庭球) 13.00~16.00 教育センター
一般スポーツ教室(軟式庭球) 17.30~21.00 教育センター
一般健康相談 9.15~11.00 八尾保健所

17 (月)

教育 家児 青少 消費

不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
離乳食講習会 13.00~ 八尾保健所

21 (金)

教育 家児 青少 身障 消費

乳幼児健康相談(10カ月児) 9.15~11.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
3歳児健診(50年1月生まれの女児) 13.00~14.00 八尾保健所
無料法律相談 13.00~16.00 府民センター

25 (火)

家児 老人 消費

風疹抗体検査 9.15~11.00 八尾保健所
高血圧相談 13.00~14.00 八尾保健所

14 (金)

教育 家児 青少 身障 消費

乳幼児健康相談(3カ月女児) 9.15~11.00 八尾保健所
不用犬の受付 9.30~12.00
13.00~16.00 八尾保健所
3歳児健診(50年1月生まれの男児) 13.00~14.00 八尾保健所

18 (火)

更生 家児 行政 消費

風疹抗体検査 9.15~11.00 八尾保健所
高血圧相談 13.00~14.00 八尾保健所
出張献血 10.00~15.00 市立病院

22 (土)

<税の無料相談>

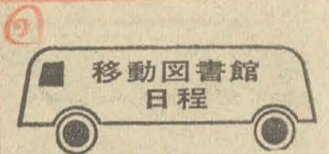
大阪合同税理士会(八尾部会)の主催で次のとおり所得税・相続税・贈与税・市民税など税の無料相談を行います
☆とき 土・日・祝祭日を除く毎日、午後1時~4時
☆ところ 八尾商工会議所1階、八尾税務指導センター(秘密厳守)

<社会を明るくする運動>

「愛の手で築く非行のない社会」のスローガンのもと、今年1日から31日まで、1カ月間、第28回社会を明るくする運動、が各種団体の協力により行われています。
期間中行われる催しは、次のとおりです。

<実施行事>

☆街頭広報 7月8日、午前10時30分~ 各地区ごとに
☆市内パレード 7月15日 午後1時30分~(高美中学校楽団の演奏、教育センター~スーパーニチイ)
☆座談会 各地区ごとに



7月18日(火) 〇天王の森 ▽山畑会館
19日(水) 〇上尾町広場 ▽西山本小
21日(金) 〇刑部公園 ▽永畑小
22日(土) 〇竹淵小 ▽大阪ガス曙川社宅
25日(火) 〇用和小 ▽許麻神社
26日(水) 〇なかよし児童遊園 ▽志紀幼
28日(金) 〇太子公園 ▽跡部公園
時間は、〇印が午後1時30分~2時30分、▽印が午後3時~4時(大阪ガス曙川社宅は午後3時15分~)

- 心配 = 心配ごと相談
身障 = 身体障害者相談
結婚 = 結婚相談 いずれも13時~16時 社会福祉会館で
家児 = 家庭児童相談 10時~16時 社会福祉会館で
青少 = 青少年非行相談 13時~17時 教育センターで
教育 = 教育相談(電話予約制) 9時~ 市役所内教育相談所で
法律 = 法律相談(当日12時45分受付) 13時~16時 市民相談室
行政 = 行政相談 13時~16時 市民相談室で
職業 = 高齢者職業相談 10時~15時 社会福祉会館で
更生 = 更生保護相談 10時~16時 社会福祉会館で
人権 = 人権擁護相談 14時~16時 市民相談室で
老人 = 老人健康相談 10時30分~12時 社会福祉会館で
消費 = 消費生活相談 10時~15時 婦人会館で

市長ひとこと

中堅管理職の研修を終えて

日頃、市政運営の中心的推進役である課長、課長補佐級の職員研修で私が問題提起をし、対話形式で8グループに分けて実施してみた。

このような形の試みは、八尾

市30年の歴史を振り返ってみてもあまりやられたことがないらしいが、現在、八尾市がめざしている市政の方向は市民との対話を通じて、市民が市政の主人公として、参加していただくところまで高めていくことにあり、そういう意味からして、市政に直接たずさわる職員の参加、職員の意識改革は欠かせないものである。

町づくりに市民の参加を呼びか

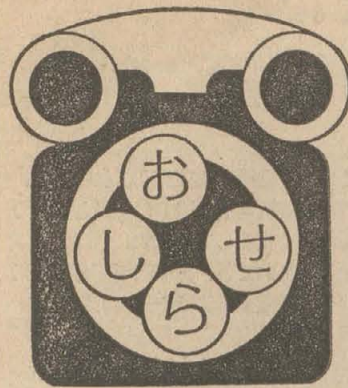
ける新しい市民主体の市政運営には、旧来の古いスタイルの役人根性では対応できないし、自分の所管の事項だけでなく、他の部局の悩みも解り、市主体の動きを把握する中で自分の仕事に確信をもって立向っていく気構えが必要である。

市民の中にとびこんでいっても十分調整していける能力を身につけることによって、市民の信頼が

得られ、市民参加の実をあげることができるのである。

市長就任以来、いろいろな形をとって職員研修なり、職員との対話を行ってきたが、職員の意見を聞くとともに、私の考えも述べ、一回一回には時間的制約があり不十分な面があっても、積み重ねることによって、一歩一歩、新しい市政の推進力になってくれる職員を育てていきたいと思っている。

昭和53年7月5日



市役所 ☎ 91-3881

募集

■保健婦の募集 内線 221

八尾市職員(保健婦、若干名)の募集を行っています。

☆受験資格 学歴=保健婦の免許を有する者及び昭和54年春の国家試験で保健婦免許を取得見込の者 年齢=昭和17年4月2日以降に生まれた者

☆試験日 7月14日、八尾市役所(本町1-1-1)で。(口述試験、身体検査)

☆申し込み 受験申込用紙(人事課で交付)に「最近撮影写真(名刺型)2枚」を貼付し、「卒業証明書又は卒業見込証明書」、「成績証明書」及び「保健婦免許証の写し又は保健婦免許取得見込証明書」各1通を添付して、7月12日までに、市役所人事課まで。(受付時間は、平日午後5時まで、土曜日は正午まで、日曜日は受付しません)

入札

■土地の売却 内線 430

市開発協会では次のとおり土地売却を行います。

☆物件所在地、面積 ①光南町2丁目1-1 宅地 525㎡ ②久宝寺5丁目166-3 宅地 429㎡

③近鉄八尾駅前区画整理区域内 ④街区番号33、符号9 宅地83㎡ ⑤街区番号33、符号17のうち宅地76㎡ ⑥街区番号34、符号10 宅地 100㎡

☆申込書類交付 7月27日、28日、午前10時～午後4時、市役所第3別館(本町3丁目)内開発協会

☆申込受付期間 8月1日・2日、午前10時～午後4時、開発協会

☆売却方法 競争入札による一括売却(くわしくは申込受付のときに説明します)

健康

■老人健康診査を行います 内線 308

市では満55歳以上(昭和53年4月1日現在)の方を対象に今年も老人健康診査を行っています。

病気の早期発見・治療のためのものですが、現在治療中の方も受診できます。

☆期間 8月31日まで
☆受診場所 八尾市医師会加入の医院(市立病院も可)

☆持って行くもの 健康保険証か老人医療証、老人健康記録表(医院の窓口、地区の老人クラブ会長宅、福祉厚生課にあります)

☆費用 無料
該当する人で生活保護を受けておられる方は健康保険証のかわりに福祉事務所等証明書(交付)をうけ、それをもって医院で診察を受けてください。

■住民検診を行います 内線 359

病気が気づかないうちに進行します。年に1度は健康診断を受けましょう。

☆検診項目 胸部間接レントゲン検尿、血圧測定、貧血検査

☆対象者 16歳～64歳の人(学生事業所勤務の人、循環器集団検診を受けている人は除く)

☆会場 八尾保健所
☆とき 7月26日・31日、8月2日・7日・9日、午前9時30分～11時、午後1時～2時30分

☆申し込み 7月20日までに、電話で衛生課まで。(住所、氏名年齢をおききします)

■愛の献血運動にご協力ください

府の移動採血車による「愛の献血」が、上之島中学校区の住民の方を対象に次のとおり行われます。

☆とき 7月15日(土) 午前10時～正午、午後1時～3時
☆ところ 上之島中学校(上之島町南6-5-1)

〈警察相談所をご利用ください〉

八尾警察署では市民の皆さんの困りごとや悩みごとについて相談に応じていますのでご利用ください。

電話でのお問い合わせは八尾警察署(☎92-1234)へ

福祉

■老人医療の所得制限が改定されます 内線 308

老人医療費公費負担制度(条例適用分)における所得制限の基準額(本人所得のみ)が、10月1日から下表のとおり改定されます。

老人医療費対象者の方の前年(52年)の所得額が表中の基準額をこえますと、このたびお渡しする老人医療証の有効期限は9月30日までとなり、それ以降この老人医療証は使えません。

もし、この老人医療証で引き続き治療を受けると、その医療費(自己負担相当額)を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

なお、くわしくは福祉厚生課福祉医療係、または大阪府国民健康保険課福祉医療係(☎06-941-1160)までお問い合わせください。

〈扶養親族等の数に対する本人所得額の基準額〉

| 扶養親族等の数(人) | 所得制限の基準額(円) |
|------------|-----------------------|
| 0 | 1,600,000 |
| 1 | 1,950,000 |
| 2 | 2,281,200 |
| 3 | 2,614,400 |
| 4 | 2,918,400 |
| 5 | 3,208,400 |
| 6人以上 | 扶養親族1人増すごとに290,000円加算 |

■ねたきり老人に見舞金を支給 内線 289

府では、ねたきり老人に対し次のとおり見舞金を支給しますので該当する方は、忘れずに申請してください。

☆支給要件 昭和53年9月15日現在、満55歳以上の方で、次のすべてに該当する人

①居宅で、傷病(老衰を含む)で1年以上、常時臥床しており、なおその状態がづく人

②ひとり歩きができない人で、なおかつ活動範囲が屋内に限られる人

③52年9月16日から引きつづき府内に居住し、住民基本台帳に記載されている人

☆支給金額 年額 8,000円

☆支給月 9月

☆申し込み 7月31日までに、地区民生委員さんを通じて申し出てください。なお、申請書は、福祉厚生課または各出張所にあります

スポーツ

■ミニバスケット教室 内線 485

☆期間 8月5日～9月16日の各土曜日 午後2時～4時

☆対象 市内小学校5・6年生の男女児童(先着順に50名)

☆ところ 教育センター内市立体育館(清水町1丁目)

☆申し込み 7月17日～21日、午後5時までに教育センター内体育青少年課へ、保護者の承諾書を添えて申し込んでください。

■陸上選手権 内線 485

☆とき 7月30日 午前9時～

☆ところ 久宝寺緑地内陸上競技場

☆対象 市内在住、在勤、在学者

☆申し込み 7月10日～25日、午後5時までに教育センター内体育青少年課(清水町1丁目)へ。18歳未満の方は保護者の承諾書を添えて申し込んでください。

■卓球教室の生徒募集 ☎94-2388

(財)八尾体育会館では、家庭婦人小学校5年～中学校3年を対象に次のとおり卓球教室の生徒を募集します。

☆開講日時 8月5日～11月25日までの毎週土曜日、午後1時～3時(家庭婦人)の部、午後3時～5時(小学校5年～中学校3年)の部

☆定員 家庭婦人の部、小学校5年～中学校3年の部とも30名

☆受講料 家庭婦人の部-1ヵ月300円、小学校5年～中学校3年の部-1ヵ月150円

☆申し込み 7月15日までに印鑑持参のうえ、直接同会館(栄町1丁目)まで。(先着順)

給付金

■特別給付金の時効がせまっています 内線 279

昭和50年度の遺族援護法改正により次の特別給付金の時効期限がせまってきましたので未請求の方は至急請求手続きをしてください

☆戦没者等の妻に対する特別給付金—請求期限7月31日まで 金額 20万円

☆戦没者等の父母に対する特別給付金—①請求期限 7月31日まで、金額 10万円 ②45年度改正分(継続)、請求期限 9月30日まで、金額 30万円

なお、各項目の該当者などくわしくは民生部社会課まで

講座

■文学教室を開講します ☎23-4115

次のとおり第12期文学教室(受講無料)を開講します。

☆ところ 労働会館分館(植松町)

☆日程 7月6日-万葉のころ(犬養孝)、13日-内向の時代の文学(松原新一)、20日-創作体験・戯曲「無宿人別帳」(かたおかしろう)、27日-尾崎一雄を語る(法橋和彦)、8月3日-泰 恒平の人と作品(萬田 務) いずれも、午後6時～8時で、10月末までの毎週木曜日開講予定
☆申し込み 当日印鑑持参のうえおこしください。

■市民大学(昼間コース) 内線 486

市民大学昼間コース(受講無料)の日程が次のとおり決まりました。

☆ところ 教育センター(清水町1丁目)

☆日程 7月7日-社会生活と市民意識(秋葉英則)、13日-家庭の法律(笹野貞子)、14日-万葉鑑賞・柿本人麿(水野貞一)

20日-旅のはなし(藤嶽彰英)、21日-社会生活と市民意識(秋葉英則)、27日-家庭の法律(笹野貞子)

☆時間 7日、14日、21日は午前10時より、13日、20日、27日は午後1時より

☆申し込み 当日会場で

その他

■アマチュア無線の会員募集 内線 214

八尾市アマチュア無線非常通信協議会では、会員、準会員(婦人未成年)を募集しています。この会は、市の防災対策のひとつとして昭和45年8月に発足したものです。

入会をご希望の方は、コールサイン、氏名、住所、生年月日、資格、取得年月日、従事者番号などをお書きのうえ、協議会事務局(市庶務課、本町1-1-1)まで申し込んでください。

また、定期通信訓練を毎月1日午後9時～9時30分に周波数51.5メガヘルツA₃、145.52メガヘルツF₃、434.28メガヘルツF₃で行っています。会員以外の方でも、アマ無線有資格者の方が受信されたときは交信してください

なお、本局(市役所内)のコールサインはJA3ZEZです。

お母さん!!もうすぐですよ…… 2種混合予防接種

昭和53年度 2種混合予防接種予定表

2種混合予防接種を、次のとおり実施します。今回をもって2種混合(ジフテリア、破傷風)第1期の受付を終ります。

次回(昭和54年1月～3月)から、3種混合(ジフテリア、破傷風、百日咳)に切替える予定です。

3種混合の対象者は、生後24ヵ月～48ヵ月になりますので特にご注意ください。

なお、接種が完了するまで日程表は保管しておいてください。

☆対象者 第1期…昭和47年9月～51年7月の間に生まれた人(接種日現在、生後24

月以上のこと)、指定会場で3回受ける、昭和47年9月～50年3月の間に生まれた人は必ず受けること

第2期…第1期終了後1年～1年半の期間の人、指定会場で1回受ける

☆受付時間 午後2時～3時20分

☆持参するもの 母子手帳、問診票、スリッパ

●今後の2種混合は第2期のみ実施します 実施予定…昭和54年3月、54年7月、55年3月

| 実施日 | | | 実施会場 | 会場番号 | 7月26日 | 8月28日 | 9月19日 | 永畑幼 南高安小 | 8 |
|-------|-------|-------|------|------|-------|-------|-------|-------------|----|
| 1回目 | 2回目 | 3回目 | | | | | | | |
| 7月19日 | 8月21日 | 9月11日 | 久宝寺小 | 1 | 7月27日 | 8月29日 | 9月20日 | 安中解放 会館 | 17 |
| 7月20日 | 8月22日 | 9月12日 | 北山本幼 | 5 | | | | 南山本小 | 11 |
| 7月21日 | 8月23日 | 9月13日 | 志紀幼 | 13 | 7月28日 | 8月30日 | 9月21日 | 竹淵小 | 7 |
| 7月21日 | 8月23日 | 9月13日 | 大正幼 | 9 | | | | 竜華小 | 6 |
| 7月24日 | 8月24日 | 9月14日 | 山本小 | 14 | 7月31日 | 8月31日 | 9月22日 | 八尾小 | 15 |
| 7月24日 | 8月24日 | 9月14日 | 用和小 | 3 | | | | 桂解放 会館 | 16 |
| 7月25日 | 8月25日 | 9月18日 | 中高安幼 | 4 | | | | 竜華小 | 8 |
| | | | 曙川小 | 12 | | | | 山本小 | 10 |
| | | | 安中小 | 2 | | | | 八尾小 | 10 |

夏の草花遊び

草花遊びは、木の葉や実・花など自然のもので玩具を作り、その玩具で遊ぶことで自然の中で、子ども達が手作りの玩具をつかって遊ぶことは、子どもの成長発達にいろいろな価値ある体験をさせてくれます。

タデの花の赤ごはん・露草や朝顔の汁での染物やジュース遊び、カタバミの種子のバナナ・木の葉の皿などでのママごと遊びの中で子ども達は草花から季節感を、また遊びを通じて自然の理解と友達との関係をつくっていきます。親も子どもともに、道端の雑草や台所にころがっているイモやナスなどの切りはしなども使用して、玩具や動物を作っははかがでしょう。

小刃とマッチの軸木、トウモロコシの毛を利用したり、カシやツバキの葉を2枚重ねて

葉の周辺部に刺して虫かごを作る。スイカ・ナス・カボチャの中味を取り出して、お面や虫カゴもできます。

次にその例をあげてみましょう

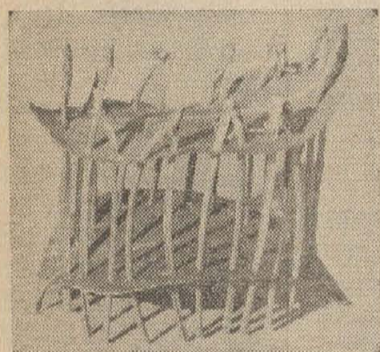
☆ナスのネズミ ナス1個、小刃で形をつくり目と尾をつけます。目にはフウセンカズラの種子や石ころを使用します。尾はカヤツリクサ科の穂先で作れます。

☆キュウリのシカ まがった小さなキュウリ1本、小刃で削って形をつくり、マッチの軸木、ヒゴなどで肢をつくります。

☆インゲンマメのニワトリ インゲンマメのさやに、ケイトウの赤い花びらの断片でトサカを作ります。肢にはマッチの軸木をさす。

野菜の残り物で、いろいろな動物作りを考えてみてください。

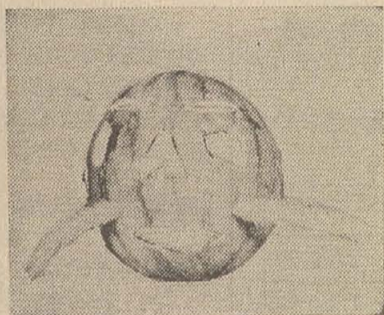
◀野菜や草花を使った玩具▶



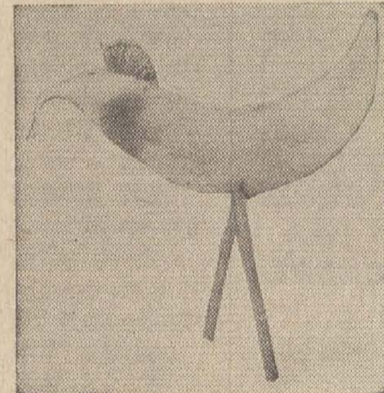
▲ マツ葉の虫カゴ



▲ ナスのネズミ



▲ スイカのお面



▲ ハンゲンマメのニワトリ

訪問販売の知識

ここ数年、販売方法や契約にかかわる消費者相談が増加しています。

なかでも訪問販売は、上手に利用すれば、消費者にとっても便利な購入方法ですが、通常の店頭販売とは、いろいろな面で異なるため、消費者の対応が十分でなく、トラブルが発生しているのが現状です。

そこで、訪問販売などに対して、消費者保護の立場から、一定のルールを設ける目的で「訪問販売等に関する法律」が施行されました。

今回は、訪問販売に対する規制のポイントを紹介してみました。

規制のポイント

1. 販売業者の名前などの明示

販売業者は、訪問販売を行おうとするときは、販売業者の名前と、販売しようとする商品を消費者に告げる必要があります。

アドバイス

- 見知らぬ人が訪ねてきたら、必ず訪問の目的や身分を確認すること
- 市や保健所、消防署などの公共機関は物品の販売はしないことを知っておくこと

2. 書面の交付

販売業者は、消費者から商品購入の申し込みを受けたときや、販売したときに販売条件などの内容を明らかにした書面を消費者に交付することになっています。

アドバイス

- 商品を本当に必要とするかどうかよく考えてみる
- 契約は急がず、契約書をよく読み販売条件などを十分確認してきめること

3. クーリング・オフ（消費者に与えられた権利）

消費者は、所定の書面を受け取った日を含めて、4日以内であれば無条件で解約することができます。ただし、現金購入（その場で商品を受け取り、代金を支払った場合）の場合や化粧品、衛生器具などの消耗品を使った場合はできません。

アドバイス

- クーリング・オフ期間内は、自由に契約を解除できますので、もう一度、契約内容などを冷静に検討してみる
- 現金で全額支払った場合は、クーリング・オフができないので、お金の支払いは慎重に行うこと

4. 損害賠償などの額の制限

クーリング・オフ期間経過後、消費者が解約を望み、販売業者がそれに応じた場合は、販売業者が請求できる損害賠償や違約金の額は、一定の限度内に制限されています。

※訪問販売などに関する問題は、市産業課消費生活係（☎91-3881 内線 333）または婦人会館（☎22-6185）の消費者相談員までお気軽にご相談ください。

同和問題の解決は 私たちみんなの課題です

同和問題は部落差別という最も非民主的な差別によって全国 6,000部落、300万人ともいわれる同和地区住民が結婚や就職の機会において差別され、教育を受ける権利や健康で文化的な生活を営む権利を侵害されているという最も深刻にして、大きな社会問題です。

昭和40年に国の同和対策審議会は部落差別の現実を認め、同和問題は日本国憲法に定める基本的人権にかかわる課題であり、その早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であることを明らかにしました。それとともに、同和対策事業が制度的・財政的に裏づけられるように「特別措置法」の制定を促す答申をしました。そして、昭和44年、この答申の主旨を受けて「同和対策事業特別措置法」が制定・公布されました。同法は同和問題の早期解決を図るという目的から、

「第3条（国民の責務）すべての国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するよう努めなければならない」

「第4条（国及び地方公共団体の責務）国及び地方公共団体は、同和対策事業を迅速かつ計画的に推進するように努めなければならない」と明記し、54年3月末までを有効期間とするいわゆる時限立法となっています。

この法律が制定されて以降、国、府はもちろん本市においても特に積極的に差別の解消を目ざして学校・住宅の建設、道路・公園の整備あるいは教育・福祉・保健対策などの各種施策の実施に努めてきました。

しかしながら、「同和対策事業特別措置法」の期限切れを間近かにひかえた今日においてもなお、相当数の残事業があり、さらには、同和地区住民の職業の安定、産業の振興、学力の向上を初めとする諸条件の整備・充実、あるいは人権擁護の確立・同和教育の推進といった面で多くの課題が残されています。従

って多くの地方自治体及び議会においては、「同和対策事業特別措置法」の延長と内容の充実を国に強く要望しています。

本市議会においても、昭和52年10月7日にその延長等を要望する決議を行いました。

ところが、このように一日も早く同和問題の解決を目ざしてとりくんでいる行政、関係機関、団体や多くの市民の願い、努力に対して挑戦するかのような事件が発生しています

それは全国同和地区の新旧の地名のほか地区の特徴などを記載した図書「部落地名総鑑」なるものが販売され、企業の人事担当者などにおいて同和地区出身者をチェックするためにこれを購入していたというもので、「部落地名総鑑事件」と呼ばれています。

この事件は同和地区住民の就職の機会均等の権利を阻害するなど様々な差別を招来助長する極めて悪質なものです。現在でもいかに同和地区に対する差別意識が根深いかを如実に証明するものといえるものでしょう。

「差別」は日常、意識的にしようと考えている人は殆どないようにみえますが、結婚や就職といった自らの利害と直接かかわったときに顕在化する場合が多いのです。

こうした事実からも明らかなように同和問題の現状はなお厳しいものがあり、従って、本市としては、今後も、同和問題の早期解決を目ざすための各種事業や教育を市政の重要な施策の一つとして積極的かつ公正、民主的に推進してゆく考えであります。

そのためには、市民や企業の皆さんの理解と協力を得なければならないことは言うまでもありません。

市民や企業の皆さんもこの様な同和問題や同和対策事業のおかれている現状を正しくご理解いただき、1人ひとりが差別による人権侵害は「しない」「させない」「ゆるさない」の立場に立ち、同和問題の解決を自らの課題として取り組んでいただくようお願いいたします。

☆たぐいまれな勉強中……？

ひところ流行していたことに、夏休みになると「勉強中」というような札をだすということがありました。これは、「きまりある生活を……」ということからでてきたのかもしれませんが、しかし、考えてみると、どうもおかしい。遊ぶ時はいっしょに遊ぶが、勉強の時は、友だちと離れてひとり、とじこもってする。なぜ勉強のとき、ひとりどじこもってしなければならないか。このへんに大きな目こぼしがあったと思われる。

☆教えたら損か……？

子どもたちは、先生から、きびしく、愛情ゆたかな指導を受けるとともに、仲間の支えを必要とするものです。自分ができる教科はその教科で伸び悩んでいる友だちに教えるということが大事なのです。仲間同志で学習することがたいせつなのです。

「うちの子は高いゼニをだして家庭教師をつけ、特別に指導しているのに、タダで教えられるもんですか」と反論されるかもしれません。

しかし、小・中学生はドリル学習（くりかえし学習すること）が大事なのです。ノートに反復練習するんです。まして、生きた相手（友だち）に教えるということは、その子の学力の質の密度が濃くなってゆくの

です。教えたら損や。そうではありません。友だちに教えることによって自分の力がグッとつ

くのです。

☆だしおしめはダメ

わが子の学力が進んでいたら、「あんたはえらいね」とほめてやるとともに、「学級にその教科でわからない子がいたら、先生のお手伝いをして、その友だちにも、わかって喜んでもらうようになりなさい」と、子どもに言える親でありたいと思います。

数学を、わからない友だちに教えてやったからといって、その子の数学の力はへるものではありません。だしおしめしてはだめなのです。人間性もひからびるし、知恵も柔軟性がでてこないです。惜しみなく使えば使うほど

がでてこないです。惜しみなく使えば使うほど充実してくる、それがアタマです。

☆あすをきりひらく子 学力のことだけでなく、わが子を正しく知るためにも、わが子とともに友だちをもふくめて、見なければわからない。友だちぐるみでわが子を知りつくす。さらに親ぐるみで知っておくことが必要

であります。あの子は悪い子だからつきあうのではなく、悪い傾向に歯止めをかけられる子どもに育てなければいけません。

ひとりどじこめて、温室育ちのようなやり方では、あすをきりひらくたくましい子は、育たないと言えましょう。

この原稿は南高安中学校PTA研修会で、八尾市教育委員会、川内俊彦先生の講演記録です。（文責＝南高安中、浅原 清）

しあわせを築く道

青少年の健全育成をめざして

〈その24〉

正しく、わが子を育てるための家庭教育を求めて ①